

第 1 回 新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会資料

- 1 社会経済活動の対応
(本県の感染状況及び対策の振り返り)

(政策企画部)

令和 4 年 5 月 2 3 日 (月)

本県の感染状況と対策（イベント開催制限等）の推移 ①



| | 第1波 | 第2波 | 第3波 | 第4波 | 第5波 | 第6波 |
|--------------------|---|--|---|--|---|---|
| 本県の主な措置等 (措置期間) | <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言 (R2/4/16～5/14) | <ul style="list-style-type: none"> 東京との移動自粛 (R2/7/20～9/7) | <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大市町村 (R2/11/28～R3/1/17) 県独自の緊急事態宣言 (R3/1/18～2/22) | <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大市町村 (R3/4/22～6/16) | <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大市町村 (R3/7/30～8/5) 県独自の緊急事態宣言 (R3/8/6～8/19) まん延防止等重点措置 (R3/8/8～8/19) 県独自の非常事態宣言 (R3/8/16～9/19) 緊急事態宣言 (R3/8/20～9/30) | <ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置 (R4/1/27～3/21) |
| 国の動向等 | 最初の緊急事態宣言 | ステージ判断指標導入 | 2回目の緊急事態宣言 | 最初のまん延防止等重点措置、3回目の緊急事態宣言 | | まん延防止等重点措置（運用改善） |
| 県の動向等 | 県独自の対策指針「茨城版コロナNext」策定 | 「いばらきアマビエちゃん」導入、コロナ条例制定 | 第3波からの出口戦略として、「茨城版コロナNext」判断指標を改定 | 感染拡大市町村の指定見直しを1週間単位に固定し、予見性を向上 | 県の新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場を設置し、接種を推進 | 第6波を見据え「茨城版コロナNext」の対策指針を改定し、出口戦略として判断指標を改定 |

本県の感染状況と対策（イベント開催制限等）の推移 ②

| | 第1波 | 第2波 | 第3波 | 第4波 | 第5波 | 第6波 |
|-----------------------------|---------------------------------|--|--|---|--|---|
| 県内の感染状況の特徴 | ・東京圏からの感染伝播を起点として、県南西部等を中心に感染拡大 | ・東京圏からの感染伝播を起点として、県南西部では感染が拡大 | ・感染スピードが速く、県全域で感染が拡大 (初のStage 4) | ・県南西部～県中部にかけて感染が拡大 ・県全域一斉での感染拡大には至らず | ・感染力が非常に高く、重症化率・死亡率が高いデルタ株の流行で、若年層の感染割合が増加 ・医療提供体制が非常にひっ迫 | ・オミクロン株の流行。第5波比でも非常に強い感染力の一方で、重症化率は低下 ・主な感染起点は、家庭や学校など |
| 措置期間中 ・区域内のイベント等 開催制限 | 中止要請 | － (制限なし) | 開催制限 : 人数上限5,000人 かつ 収容率50%以下 ※ 第6波では、以下のとおり緩和 : 感染防止安全計画を策定した場合、 人数上限20,000人、収容率100%(大声なし) | | | |
| 措置期間中の 県有施設の 対応 | 全ての県有施設の休館 | 東京在住者の利用自粛を呼びかけ | 全ての県有施設の休館（図書館・博物館等を除く） | － (制限なし) | 全ての県有施設の休館 | － (制限なし) |
| 県の 対応 における 工夫 | 全 般 | 国の基本的対処方針を踏まえ、県内外の感染状況等を注視しながら、人々の移動制限・自粛等を要請 | | | | |
| | イベント | 国の方針に沿って、開催制限（人数制限等）を要請 | | | | |
| | 県有施設 | 国の方針や感染状況の推移、施設ごとの特性を考慮し対応 | | | | |
| | 特記事項 | ・県内の感染状況の下降傾向、施設ごとの感染リスク等を踏まえ、感染対策の準備が整った県有施設について、措置期間の途中から、順次再開 | ・県内一律の制限ではなく、ウイルスを東京圏などの県外から持ち込ませない対策に焦点を絞って対応 | ・施設ごとの感染リスク等を踏まえ、図書館・博物館・美術館、公園（屋外）などを、休館させる対象から除外 ・県内の感染状況の下降傾向等を踏まえ、措置期間の途中から、感染対策を講じた上で順次再開 | ・感染拡大市町村を指定した迅速かつピンポイントな対策により感染拡大を抑制 ・県有施設は、感染対策を徹底しながら、開館を継続 | ・国に先んじて段階的に制限緩和を実施（県独自の非常事態宣言を解除）することで、「イベント開催制限」以外の全ての制限を緊急事態解除後の10/1～速やかに解除 |